

平成29年第2回広尾町議会定例会 第2号

平成29年6月9日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番	浜 野 隆	2 番	萬亀山 ちず子
3 番	北 藤 利 通	4 番	前 崎 茂
5 番	志 村 國 昭	6 番	山 谷 照 夫
7 番	星 加 廣 保	8 番	渡 辺 富久馬
9 番	小 田 英 勝	10 番	小 田 雅 二
11 番	旗 手 恵 子	12 番	浜 頭 勝
13 番	堀 田 成 郎		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	道 淳 一
兼 出 納 室 長	道 淳 一
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
税 務 課 長	西 脇 秀 司
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	山 崎 勝 彦

兼老人福祉センター長	山	崎	勝	彦
保健福祉課長補佐	佐	藤	清	美
地域包括支援センター長	菅	原	樹美	恵
地域包括支援センター次長	金	石	輝	義
健康管理センター長	村	上	洋	子
兼老人ホーム所長	金	井	秀	司
特別養護老人ホーム所長	金	井	秀	司
農林課長	平		浩	則
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	雄	谷	幸	裕
水産商工観光課長補佐	室	谷	直	宏
兼建設課長	小	川	浩	司
建設課長補佐	北	藤	盛	通
建設課長補佐	前	田	憲	一
建設課長補佐	寺	井		真
上下水道課長	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港湾課長	森	谷		亨
国保病院事務長	今	井	啓	容
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
国保病院事務次長	渡	辺	將	人
兼国保病院事務次長	金	石	輝	義

〈教育委員会〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	保	志		悟
兼海洋博物館長	保	志		悟
社会教育課長補佐	浜	頭		力
図書館長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	菅 原 康	博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	新 海 敏 春
事 務 局 長	早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
総 務 係 長	鎌 田 慎
総 務 係 主 事	林 菜 々 美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、山谷照夫議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、3番、北藤利通議員、発言を許します。

1、3番（北藤） 私は、1点だけ質問をさせていただきます。

街路灯の維持管理について。

2015年2月、札幌市中央区の飲食店ビルから看板の一部が落下、通行中の女性に直撃し意識不明の重体となった事故をはじめ、帯広市でも今年4月に鉄製の大型看板が10メートル下の歩道に落ちる事故が発生している。幸い人にはけががなかったが、固定されていた支柱から強風の影響で外れた可能性があるとの報道があった。

町では、数十年前に各市街地を中心に街路灯の整備を行っているが、近年、その街路灯も老朽化等によって損傷、腐食などが見受けられる。

昨年、広尾町も強風による被害が発生しており、特に海に近く塩害などの影響を受けやすい地域であるため、大きな事故が起きる前に保守点検を行い、防犯や景観に配慮した維持管理をすべきだと思うが、その考えは。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 北藤議員の質問にお答えをいたします。

街路灯の維持管理につきましては、道路の巡回、道路清掃などとあわせて、目視により点検、保守を行っているところでありまして、損傷、危険箇所を発見した場合につきましては、速やかに修理、補修を行っているところであります。

現在、約1,656基の街路灯があるわけでありまして、この街路灯につきましては、平成22年から28年にかけてそれぞれ灯具を交換しておりまして、その時点で取りかえたところにつきましては、それぞれ点検を終えているところであります。残りの部分につきましては、主に豊似、野塚、

音調津でありますけれども、灯具の交換をしておりませんので、通常の点検に終わっているところであります。

今後も計画的にそれぞれの点検、維持管理を行いまして、車両や歩行者の通行に支障を及ぼさないように、防犯上並びに景観にも配慮しながら、安全で安心な道路環境と事故防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 北藤利通議員。

1、3番（北藤） 今ご説明がありましたけれども、私もいろいろと市街地を歩いてみますと、除雪の影響か知りませんが、結構、街路灯の支柱が傷ついたり傾いたりしております。そして、やはり問題は、街路灯の上についている電球、あのつけ根が一番弱い部分ではなからうかというふうに、私、想像するわけであります。やっぱりああいう高いところの点検ということは、目視でやるというのはなかなか難しいのかなというふうに思います。それで、やはり専門家に見てもらって、そして町民の皆さんが安心して暮らせる町にしていかなければならないのではないかというふうに私は思うところであります。

そして、私ちょっと気になったのは、もう一点、オスロ通りのあそこの街路灯は、下のプレートにボルトが出て、そのボルト4本でとまっているわけですね。やはり最近、これはあつてはならないことではありますけれども、各国でもテロ事件とかいろんな犯罪が起きております。そして、スパナ1丁持てば本当に考えれば緩めることも可能な現状でありますので、その辺もきちっとそういうことの災害というか、そういう防犯を期するために、それもちょうとやっていただきたいというふうに思うわけであります。

つけ加えて、野塚の市街地、本当にあそこ、私、毎日議会に来るたびに通るのですが、街灯の球がなかったり、街灯の球を補強するための何か金網とか針金、あれはぶら下がって落ちているし、やっぱりあの辺、危険な状態で今、現状であります。早急にその辺も対応していただきたいというふうに思うわけであります。

それと、あと私、札幌の飲食店のビル、いろんな看板の脱落、そういうことを考えますと、広尾町の市街地もだんだん空き家が多くなってきている。そして、だんだん空き家が老朽化することによって、屋根も雨漏りして、家自体がもう腐食してくる、そこで今度、強風に遭ったときにその屋根が飛んだり何だりしまして、やっぱり近隣の住んでいる方に大変な不安が生じるかと思えます。それで、やっぱりこれから法的にもだんだん厳しくなって、行政が指導していかなければならない時代があるのではなからうかと思えます。その点について町としてはどういう対応をしていくのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 最初に、街路灯の関係でありますけれども、冒頭議員がおっしゃった札幌、それから帯広での看板の脱落による事故が発生をしているところであります。それを受けて、本町の街路灯の関係のご質問でありますけれども、灯具を取りかえるときには点検できたのですが、そのほかのところについては、詳細にわたっての点検が行っていないわけでありますから、しっかりと点検を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、街路灯の支柱の種類によっては、議員おっしゃったように、ボルトどめでやっているところと、それから埋め込んでやっているところと、さまざまであります。特につけ根の部分の腐食が大きいわけでありますから、そういったところをしっかりと点検しながら進めていきたいなというふうに思っているところであります。

また、関連して空き家対策のことも聞かれましたけれども、しっかり条例を今整備しておりますので、そして空き家等対策協議会も立ち上げております。そのところでしっかりと空き家対策もしながら、看板等も飛ばないように、しっかり行政として進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 北藤利通議員。

1、3番（北藤） 私は、本当に広尾の町民が安心して住める町として、ひとつそういうことをきちっとやっていただけることを望みまして、質問を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、10番、^{おだ}小田雅二議員、発言を許します。

1、10番（^{おだ}小田） 2つ質問します。

1つ目の質問は、町民からのさまざまな意見や要望などについて、それをどのようにまとめ、そして行政としてどのように対応しているかということであります。

約2週間前、新聞報道で、帯広市における市民からの意見や要望についての記事がありました。帯広と広尾では人口やその他の規模での大きな開きがあるものの、この件についてのまとめや対応等の方法については、同じベースで比較検討されてもいいですし、また、いい意味での競い合いがあってもよいかと思います。

具体的にお聞きします。ご意見箱や町民の声などの投書箱は、どこにどのように設置、管理されているのかをまずお聞きしたいと思います。

また、町政懇談会での意見・要望等は、どのように処理されているのでしょうか。この町政懇談会での意見・要望ということに関しては、昨日この議会で本通公園の名称をもとの丸山公園に戻すか否かという請願書について論議がありましたが、このことについては、ある地区の町政懇談会において住民から要望があり、町は検討するということだったようですが、どのように処理され、どのようにこの情報が共有されたのでしょうか。

そして、また3つ目には、直接役場への電話や文書でもこのような意見・要望は届くと思います

が、どのようにまとめられているのでしょうか。

今言いましたこれらの総件数とその内容の分類及び対応結果については、その情報は庁内でどのように共有されているのでしょうか。

以上が1つ目の質問であります。

2つ目の質問は、農山漁村ホームステイ事業の町の負担についてお聞きします。

この事業については、今年度から国の補助がなくなり、町が全額負担して行うことの妥当性が私は全く見当たらないと思って、この質問をするわけですが、一般的かつ常識的な認識として、このような交流、研修の参加については一定の自己負担が参加者に求められますが、この事業の場合、相手方の航空運賃等の全額を、そしてまた、宿泊費も全額を広尾町が負担する。これには多くの町民から疑義の声が上がっています。

この事業は、今年度以降も実施するのか。そしてまた、毎年800万円以上ものふるさと納税による収入を果たして継続できるのか。

また、ふるさと納税あるなしにかかわらず、広尾町の子どもたちに対し同様の事業実施が検討されないのは、町民本位の町政から大きくかけ離れるのではないのでしょうか。

以上、2つの質問をいたします。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをいたします。

1点目のご意見箱等の設置・管理についてであります。

この関係につきましては、平成12年4月から町立病院にご意見箱を1階待合室に設置し、管理をしているところであります。

2点目の町政懇談会での意見・要望の把握、処理についてであります。

町政懇談会は、町と町民の方々と直接地域の課題などについて話し合う場として開催をしております。理事者はじめ各課長も同席し、意見交換をしております。意見・要望が寄せられた場合、担当課長が欠席している場合につきましては、企画課から担当課長へ意見・要望を伝えております。

3点目の役場への電話、文書での取りまとめについてであります。

直接電話や文書による要望等につきましては、内容を確認し、担当課へ連絡し対応をしております。直接担当課へ寄せられた要望等につきましては、件数の把握はしておりません。

また、町内会からの要望につきましては、平成13年度から実施している地域分担制度で対応し、地域分担制報告書において担当課へ連絡しております。直接町内会から要望があった場合も、担当課へ連絡し対応をしております。

4点目の情報共有につきましては、毎年、地域担当者会議を開催し、要望等処理経過管理簿、これにおいて内容、対応状況について情報を共有しているところであります。

次の農山漁村ホームステイ事業の関係についてお答えをいたします。

冒頭、財源についてお答えをいたします。2年間にわたって国の補助事業で交付金で実施をして

おりましたが、29年度については一般財源となっておりますけれども、その一般財源の原資につきましては、町外からの寄附金をいただいてそれを財源として充てているところでありますので、ご認識をいただければと思っております。

冒頭このホームステイ事業の内容について説明をさせていただきます。

我が国の子どもたちを取り巻く大きな社会問題として、引きこもりや不登校などがあるわけですが、その要因に直接体験の不足や希薄な人間関係などが挙げられていることから、国は、この問題を解決に向ける手段として、小学5年生に農山漁村で生活を体験させる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施しております。

本町におきましても、27年度に総務省から「子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業」の採択を受けて、国費を財源として東京の子どもたちを町内の漁家が民泊で受け入れる漁村ホームステイを行ったところであります。

28年度につきましては、地方創生加速化交付金を活用して東京の子どもたちを受け入れて、さらにその関連事業として学校給食への海産物の提供、それから荒川の子どもたちでありましたけれども、荒川区内の食のイベントに出展し、海産物や農畜産物などを販売し広尾町をPRしたほか、都内の大型商業施設において、専門家のアドバイスのもと、海産物の販売を中心とした催事を行ったところであります。

食事や歓談での家族の触れ合いや漁業体験など、ありのままの漁村生活を通して子どもたちの力強い成長を支える漁村ホームステイをきっかけとして、都市部と地域間交流を深めることで産業振興を図り、交流人口や将来的な移住・定住の増加も期待できるところであります。

また、子どもたちを受け入れることで、漁家の方々も広尾町の地域資源、この価値やなりわいへの自信や誇り、これを再認識され、地域活性化につながる可能性があるところであります。

東京一極集中に見られる都市部偏重の流れにある中、我々が生きていくために欠かせない命の糧をたくましく生産する地域の価値、農山漁村の価値を都市部へ発信し相互に交流することが、地域を守りその発展を図っていくために重要であり、地方創生に向けて戦略的にやっていく必要があります。

本事業の財源につきましては、本年度から企業版ふるさと納税と個人版ふるさと納税の両面において、本事業への協賛による寄附金を募り、これを原資といたしますけれども、お互いの費用負担につきましては、現在、協議をしているところであります。

次に、本町の子どもたちを対象とした類似事業の実施の検討についての質問であります。本事業については、首都圏の子どもたちを本町が受け入れるところを入り口として、都市部との交流を深め、産業振興や地域活性化を図ろうとするものでありまして、本町の子どもたちの教育に直接かわるものではありませんけれども、本年8月予定しております漁村ホームステイの受け入れの際に、広尾小学校の子どもたちが荒川区の子どもたちと交流する機会を設ける予定であります。生活環境や生活習慣が異なる都会の子どもたちと触れ合うことで、地元の子供たちが新たな気づきに芽生え、貴重な学びとなることが期待されることから、本事業が果たす役割の一つとして実施をしていきたいと思っております。

また、本町の子どもたちに対しましては、これまで各学校と教育委員会が取り組んでおります「わんぱく自然体験塾」、西海市との相互派遣交流、海外派遣交流、宿泊研修など交流研修事業を一層充実させ、子どもたちの力強い成長をサポートしてまいりたいと考えているところであります。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（小田） ^{おだ}もちろん町長もこの新聞記事の中で帯広市がどのようにやっているかというのを見ただろうし、どのぐらいの件数が来てどのような形で処理されているか、どのようにまとめているかというのは見られたかと思うのですけれども、広尾町と大幅にやり方が違いますよね。例えば、帯広の場合は、いろんな形で懇談会、意見箱、あと各電話とか文書とか、いろんなさまざまな形で来ますけれども、それを一つの、私もよくデータベースの本当の意味をわからないのですけれども、データとして全て集約して、そしてそれを例えば道路に関すること、あるいは税に関すること、いろんなことで区分けあるいは仕分けして、そのことを一応庁舎内で情報共有して、かつ具体的にはそれに対応する課に持っていくというような極めて当たり前の作業が、この広尾町においては、この意見や要望書等については、なされていないのではないかと思います。そのことについて町長はどのように考えて、これ今後どのようにしていくかということを知りたいと思います。

せっかく帯広の記事を見て、よし検討しよう、そして広尾町も同じようなレベルでやろうと多分思ったと思うので、そのことを単なるこの議会での私の質問とその答えの中で終わらせることなくやるべきだと思うのですけれども、まずそれが第1点ですね。

そして、現在、病院だけなのでも、病院については、かつていろんな接遇に対していろんなことがあったので、それをより細かく聞こうということでこういうことを始めたと思うのですけれども、ほかの場所に置いてもいいのではないかと思います。なぜならば、その中に意見が年に2件、3件しか寄せられないのだったら要らないやというようなことではまずいと思うのです。一人一人がこの町を構成しているわけですから、それぞれいろんな意見や要望があると思いますので、そのことを1つでも2つでも吸収して、行政の姿勢として住民サービスをしっかりやっているのだということを指し示すためにも、それはやるべきだと私は思うのですけれども、そのことを教えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 住民要望の対応につきましてですけれども、それぞれ町政懇談会を開いて、そして課題をまとめて、そして当然、担当者が出ていればそこで把握できるわけですから、出ていないところにつきましては、各担当のほうに状況を報告するというふうになっているところであります。

今、議員は、担当課以外にも全職員にも知らせるべきだというご意見でございました。年1回、

我々としては、地域分担制の処理状況については、全員を集めて、それぞれ課題の整理、状況等について、今、把握をしているところであります。日常的に行えないのかというご質問でありますから、今、パソコン上でアップすればできるわけでありますから、その辺については労力だけの話でありますから、どんな要望があるのかというところは全職員が見られるように掲示板に張りつけられればいいことであるから、その辺については今後実施をする方向で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

済みません。漏れていましたね。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 漏れていました。ご意見箱の設置であります。

病院におきましても、年間1件2件というところがございます。広く各公共施設に置けばいいのかもしれませんが、意見を吸い上げる手段はやっぱり小まめに我々常日ごろやっているわけでありまして、ご意見箱以前は、いろんな話題になってそういうこともありましたけれども、どれだけの効果があるのかということも含めて、そういう方法がいいのか、またちょっと研究をさせていただければと思っております。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） ひとつ今まで聞いていると、やはりちょっと姿勢が弱いと思うのは、例えば地域分担制で各町内会の総会等に職員を派遣してやっているからある程度いいのではないかなと思うかもしれないけれども、実際に総会に来られている人は、うちで30人ぐらいだから、恐らくかなりの少ない人数の中で、そして意見を言わないで、しゃんしゃんで終わる町内会の総会も多いと思うのです。そういうことからしていくと、やはり声なき声、そういうものをきちっと聞く姿勢が今の答弁の中では私は聞こえてこないと思うのです。

そして、ご意見箱も1つ2つというけれども、電話してくるのと、意見箱に匿名で書くのと、町政懇談会で言うのと、言う側は、権力あるいは行政の執行機関であるものに対して、やはりその人その人で言いづらい言いやすい、かなりの差があります。町内会の会長は、それはやっぱり堂々といろんな意見をまとめて言っているでしょうけれども、やはり小さな声というのを聞く姿勢が、私は今までの答弁の中では見当たらないと思うのです。

そして、例えば病院に設置されている意見箱については、多分匿名の方が多いと思うのだけれども、これは横道にそれるかもしれないけれども、本別町で大変な汚職がありましたけれども、これも匿名の投書なりが、いろいろどんな形で来たのかわからないけれどもあったというふうに聞きます。

やはり町に対して言いやすい、いろんな形で言えるということが、基本的な住民サービスの一つ

だと私は思うのですよ。そして、今までいろんな意見について、ほとんど共有されていないわけでしょう。課長たちは知っているかもしれないけれども、一般職員の人は知らないわけでしょう。それも、ほかの課の部分については全く知らないで仕事しているわけでしょう。そういうことが私は町職員として問題だと思うのですよ。町の体制として問題だと思う。それは、機密事項だとかあるいはいろいろ全ての人に知らせることで行政が正しい執行が困難になる場合は別として、単なるというか、あるいは問題のないものについては、どんどんそれぞれ職員のパソコンの前にアップされていって知らされるべきだと思うのです。

そういう姿勢が全くないことは、この新聞を見ても何も考えないのではないかというふうに私は言わざるを得ないと思います。少なくとも、住民要望やこういうことについてはいろんな意見が出るわけですから、そのことについては徹底して職員が情報共有するというような意気込みがないということは、私はもう基本線からずれているというふうに感じますけれども、強い言い方はするけれども、やはり住民が要望したり何だかんだというのは、一部、真っ当な質問と言ったら失礼かもしれないけれども、ずれる場合もあるし、だけれども、それは誤解だったり思い込みだったり、いろんな状況があると思うのですよ。町としてもいろいろ聞かれたときに、もう少し説明不足だったなということもいっぱいあると思うのですよ。もう少しわかりやすい言葉で、もう少し行政の言葉を使わないで、一般にわかる言葉でやればよかったかなとか、そういうこともいろいろあると思うのですよ。その辺の姿勢がこの役場には私は欠けているとはっきり申し上げます。そのことについてお答えください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほど答弁をさせていただいたとおりでありまして、実施の方向に向けて検討するという答弁を差し上げたところでありますから、ご理解をいただければと思います。

（不規則発言あり）

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） この農山漁村ホームステイ事業について2次質問したいと思いますけれども、国の事業から今年度から町の事業に移ることで大変な費用がかかるわけですが、このことについてはまず、基本的に課長会議、庁舎会議というのですか、どういう言い方をしますかわかりませんが、そこで一つも異論がなく議論もなく、はいはいということになったのかどうかということをまず聞きたいと思います。

そして、ふるさと納税でこの財源を賄うということを言われていますけれども、もし来年度以降、これに満たない場合は、当然のように町の全額負担で800万円近くかかってやるということなのかどうかということと相まって、今、荒川区と負担について協議しているというように聞きましたけれども、どのような協議なのか、でき得れば教えてほしい。

そしてまた、荒川区に固執することなく、来年は違うところで、いろんなばらまきと言ったら言葉はおかしいけれども、いろんなところから来ることも非常に私は、もしやるのであれば、やることには私は基本的には反対しているけれども、どうしてもせざるを得ないので実際に執行することになるのであれば、私はほかの地区からも、それこそ広尾町をアピールできると思うのでね。

もしこれを全額負担、私は何度も言うけれども反対だけれども、やるのであれば、それほどの負担がなくこの町に、サンタのまちに行けるといようなことは、皆さんにいろいろまく周知すれば、いろんなところから手が挙がってきてすごい宣伝になると思う。こんな大盤振る舞いする町があるのか、これはせっかくだからみんな応募しよう、こんなふうになります。そういう形で、ほかの町にも、ほかの区なりいろんなところに手を挙げさせるということにもなるべきだと思うのですが、そのことについても答えてほしい。

それと……。そのことでいいですわ。そのことを教えてください。何か間違えて言ったかな、にこやかにしていますけれども。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 最初に、この事業の実施に向けての庁内合意のご質問がありました。

議員のほうにもお伝えをしているところでありますけれども、地方創生事業の一環としてこの事業を進めているわけでありまして、広尾町総合戦略、平成27年から31年度までの計画、これは国に上げて国に承認をいただいて、そして実施をする総合戦略であります。

4つのプロジェクトを掲げているところでありまして、「雇用対策」「移住定住対策」「少子化対策」「ひとづくりと地域連携」、この重点プロジェクトをこの総合戦略に掲げて、町民の方、もちろん役場の担当課長含めて広尾町の地方創生、計画をつくっているわけでありまして、議会にも当然行政報告の中でこの内容についてお示しをさせていただいたところであります。その中の移住・定住、ここのところの具体的な事業として、広尾町と都市部をつなぐ交流、これがこの交流事業のプロジェクトについてでありますので、庁内合意もちろん含めて広尾町全体の地方創生の戦略として合意をいただいている事業でありますので、ぜひそのところ、ご確認いただければというふうに思います。

また、来年からの財源についてであります。

1年目、2年目、国から交付金をいただいて実施をいたしました。この総合戦略に上げるときに、やはり財源が問題になりました。しっかりと財源がなければ続いていけませんので、その財源については、ふるさと納税という制度があるわけありますから、このふるさと納税を利用、活用してこの事業ができないものかというところで組み立てをしたところであります。仮の話でまた仮の答弁をしても実のある議論にはなりませんけれども、今後の財源についても、このふるさと納税についてそれぞれ財源充当で考えているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

（「荒川区のこと」の声あり）

失礼しました。他の地域との交流ができないのかというところであります。

地域間連携ですから、お互いこういろいろな縁があって進めるところがやっぱり交流の原点だというふうに思っておりまして、荒川区とは長い間いろいろな方に中に入っていて、今日までいろんなお祭りとか含めて交流をしている、そんな実績のある地域でありますので、そういったことがやはり交流の原点だと思いますので、他の地域に広く呼びかけるところについてはなかなかできないのかなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 費用負担の協議について。

（「また漏れた。もうないと思ったけど」の声あり）

1、町長（村瀬） 済みません。経費の負担の関係であります。

具体的に今いろいろなことを提示できませんけれども、その辺についても協議をさせていただいているところであります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） 荒川区に固執すると言ったら言葉が悪く聞こえるかもしれないけれども、またそのまま荒川区とということについて、町長はたった今、縁を結んだというふうに言うけれども、縁はたくさんあったほうがいいのではないですか、自治体として。いやいや、勉強になるし、1冊の本を読むより10冊の本を読んだほうがいいですよ。1つの区域から小学生を呼ぶよりも、呼べるのであればいろんなところから呼んでいろんな話を聞くことが、それこそが交流事業の使命ではないですか。1つのところとばかりやっていても、私は、この意義から、意義を2割ぐらいしか達成しないのではないかと思います。100%あるいは150%にするためには、今の解釈では大変おかしいと思う。そのことについて答えがあるのか。

そして、ほかの、この事業は、うちらは2年ぐらい、2、3年のあれだけれども、大分前から全国で行われていますよね。そして、この事業をやっているところはみんな、最初に交流をスタートしたところからずっと続いてやっているのですか。ほかのところ、いろいろ検討していますか。みんながみんな1つのところとやり始めたら、そこばかりとやっているわけですかね。姉妹都市と違うのですよ。姉妹都市は、まさかきょうで縁を切って今度あっちだというわけにはいけないと思う。だけれども、このことは交流です、交流事業です。その辺、町長は、ちょっとこの事業に対してもう少し進化させなければいけないと思うので、そのことについて答えてほしいのと。

それと、もともとこれは国の事業として国が各自治体に助成して、そしてやっているわけですから、そういう事業だということは、この事業の使命というか目的、そういうことに関しては国がやるべきレベルのことだと、私は当然のように解釈するのです。だから、負担がなくなったらやめざるを得ないというのが、どこの小さな自治体にとっても同じことだと思う。そのことを私は認識していないのではないかと思います。この小さな町で、どんどん人が減って、使えるお金も少なくなっていくのに、どうして国レベルの事業を広尾町がやろうとするのか。その事業の内容のよしあし

は別として、できるかできないかということを考えた場合に、やるべきではないという意識を、私は、そういうふうを感じる町民がたくさんいるのです。そのことについて明確に答えていただかないと、私がここに立っている私自身のための理由にはならないので、しっかりと答えてほしいと思います。

お願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほどから答弁をしておりますので、しっかりとお聞きをいただければと思っておりますので、改めて答弁をさせていただきます。

まず、なぜ都市部と、荒川区と交流をするのかというところであります。

北海道と東京23区、地域連携をやるという協定を結びました。これは新聞報道されているところでありまして、それぞれ東京23区のそれぞれの区が北海道の地域と、今、交流を行っています。そうやって地域間交流をして、地域の果たす役割、それから都市部の果たす役割をそれぞれ模索しましょうということで、北海道と、北海道の知事、高橋知事と東京23区の会長、荒川区の会長であります、調印しています。そして、北海道町村会の白糠の会長も行っている、そんな背景があるということをぜひご認識いただければというふうに思っております。

なぜ荒川区だけかというところの答弁でありますけれども、地域間交流というのは、やはりお互いの信頼関係をしっかりと築きながら積み上げていくものだというふうに思っているところであります。そういう面では、やはり一定の地域との交流のほうがより多くの成果が生まれるのではないかとこのところであります。

それから、ほかの地域がこういう交流をどうなのだというところは、他の地区のことについては把握していないところであります。

それから、この事業の目的であります。再三冒頭でも答弁をしたのですが、目的等について再三説明をしているわけでありまして、国がやるべき事業、内容については評価をするという、そんな議員の意見もあったわけでありまして、広尾町として、この事業を通して何があるのだということだというふうに思っております。

やはり都市部との、また地方総合戦略に戻るのですけれども、広尾町としてこれからまちづくりを進めていく上で、第1次産業をしっかりさせること、そしてその後継ぎをして子育てを支援すること、そして、地域だけでは立ち行かないわけでありまして、都市部との交流、そして交流人口、応援団をつくる、そういったことも戦略の一つとして掲げているところでありまして、そして、それを実践する人づくり、この4つのプロジェクトを掲げている一つがこの交流事業であるということをご認識いただければというふうに思っております。

そして、この交流事業を通じて、当然都市部との交流が始まるわけでありまして、学校給食にシシャモを提供する、それから都市部での物販、イベントに参加をする、そういった産業振興につながるわけでありまして、そして、将来は交流人口の増加、それから移住・定住にも、定住は広尾の

ことですけれども、移住につながる、そういった要素も含んでいるわけであります。都市部の方がもし移住を希望すれば、見ず知らずのところには移住はしないわけであります。やはり縁のあるところに興味を示すのだというふうに思っているところであります。そういった意味で、産業振興につながる、産業振興につながるということは、町の活性化にもつながるわけであります、海産物、農産物がそこで販売されるわけでありますから。そしてまた、地域間交流人口が増えること、こういった狙いがあるわけであります。

ただ、純然たる一般財源を持ち出すのは、やはり今の財政状況、厳しいものがあります。ですから、町外の方々から寄附をいただいた、個人の方もそうでありますし、企業の方もこの事業に賛同して寄附をいただいているわけでありますから、そういったことを財源として事業が組み立てられないかということで、今やっているわけであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） 今、揚げ足をとるわけではなくて、いろんな商品を買ったり何だかんだするのは、縁のあるところから買う人がというふうに町長はバラ色のようなことを言ったけれども、ふるさと納……

（「移住です」の声あり）

移住、移住。そのほかのことでも、行く行くいろんな縁をつてに行動すると言ったけれども、ふるさと納税を見ている、実際に自分が出した税金、ふるさと納税の分とそれに見合う分との兼ね合いで、どちらが有利かで商品をはかっているのが実態ですよ。それは、いいことでは、いいことという寂しいことだけれども、だけれどもそれがやっぱり経済論理というか、この不景気の時代にそういうことが基準になると思うし、そして今、町長、いろんな交流事業のことでバラ色のことを言ったけれども、荒川区の5年生の子どもたちが受けるすばらしい体験を広尾町の子どもたちにも、多くの子どもたちに体験させてあげたいと思わない町長が、私たちの町長なのですかね。

そして、この交流事業をやったら、2年に1回にして、1年は荒川区が来たとして、あとその次の年の1年は、うちのほうから何らかの形でこのお金を使って、子どもたちに行ってもらいたいではないですか。自分の町の小学生にそういうことも検討もしないで、都市部から来る子どもたちに恋々とそういうことをやっていくのか。町民のみんなに聞いてください。目的や意義や、それはそれでいいのさ。そのことがよければよいほど、広尾町の子どもたちにも、そういう機会を、少なくとも2年に1回はリターン、リターンで行くべきではないですか。そういうことが当たり前だと思うのは、私、そしてほかの町民もそうなのですよ。町長だけすっ飛んで、国のすばらしい事業だからといって、荒川区と縁があったからずっといく、それはちょっと寂しいのではないか。いろんなところから来てもらうべきだし、安心できるから、そんなことは自治体を通してやっていけばどこだって安心できますよ、検討していけば。そして、もしあれだったら行って1回チェックしてくるなり、いろんなことができるではないですか。そんなこともせずに、ずっと荒川区でやってい

くなんて、それはもうすごいおかしい。いや、ほかの人に聞いてください。

以上です。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

次に、11番、旗手恵子議員、発言を許します。

1、11番（旗手） 初めに、「子どもの貧困」問題の取り組みについて町長に質問します。

2015年度から国が「子どもの貧困調査」に交付金を支給したことで、調査をする自治体が増えています。北海道も札幌市も子どもの貧困調査を実施し、その結果を4月に公表しました。調査方法は、道内の小学校2年生、5年生、中学校2年生、高校2年生の児童生徒と保護者の約1万9,000人を対象に昨年10月、11月に実施したそうです。人口規模と地域バランスを考慮して、札幌を含まない道内13市町を実施地域とし、十勝管内は幕別町、清水町のみ対象となりました。

調査結果は、厳しい経済状況が浮き彫りになりました。過去1年間に経済的理由でできなかった経験を聞いたところ、「家族が必要とする食料を買えなかった」と答えた世帯が、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」合わせると20.5%、非課税世帯では41.1%と倍増したそうです。「冬に暖房が使えなかった」は8.7%、非課税世帯では20.8%と倍以上となったそうです。

「子どもを病院などで受診させた方が良かったが受診させなかった経験」がある世帯は17.8%、非課税世帯では28.5%、このうち「お金がなかった」と答えた世帯は26.4%、非課税世帯では32.6%であったそうです。保護者を対象にした子どもの進学に関する希望調査では「4年制大学以上」が最も多かったが、低所得世帯に限定すると最も多いのは「高校まで」の35.6%で、世帯収入が子どもの進学に影響する状況が浮き彫りになったということです。

札幌市をはじめ幾つかの自治体では、同様の調査を独自に行っているそうです。苫小牧市では、市独自に子どもの貧困率を算定し、市独自の指標も明らかにし、子どもの貧困への取り組みを開始しています。

厚労省が発表した子どもの貧困率16.3%を受け、同様の算出方法で苫小牧市の子どもの貧困率を計算してもらうと24.01%と、とても高い数値が導き出されました。一方、「苫小牧市の就学援助受給世帯は15.5%、道内他市の就学援助を調べると、函館市は27.2%、石狩市は26%、旭川市、小樽市、釧路市でも23%を超えている。貧困率が高いのに就学援助の受給率が低いのはなぜか」「周知にも力を入れており、生活保護基準の1.3倍を基準にしている苫小牧市は他市より高いはず。市全体でこの疑問解決のために子育て世帯の実態調査に取り組む必要があるのではないか」、ほかにも「子ども食堂」「修学旅行を諦める生徒を生まない支援を」「障がい児みんなが地域で学べる保

障を」など協議が進んでいるといいます。子どもの健全な成長のため、貧困解決に向けた支援策が必要だと思います。

本町での指標も明らかにし、実態調査も行い、適切な支援策をとるべきではないでしょうか。少子化と人口減少に歯どめをかけるためにも急務と思いますが、町長の見解をお示しください。

次に、介護保険次期計画策定に向けての考え方について質問します。

5月26日、参議院本会議で、一定所得以上の人に3割の利用料負担を求めることなどを盛り込んだ介護保険関連法が賛成多数で可決・成立しました。

介護保険は1割負担で始まりましたが、利用者負担増の動きはとどまるところがありません。2015年改定で一定所得の人の負担を2割に引き上げ、施設の食費、部屋代補助の制限が行われ、利用者、家族に厳しい、重い負担増となっています。その影響の検証もせず3割負担に踏み切ったことは、要介護者、家族の苦しみに追い打ちをかけるものとなるのではないのでしょうか。

介護職員の人材不足解消も不十分です。低い職員配置基準と国庫負担を引き上げ、介護報酬全体の底上げこそ図るべきではないのでしょうか。

政府は、参議院厚生労働委員会の中で、処遇改善加算で介護職員の賃金を月4万3,000円増やしたと説明されたそうです。しかし、実際の基本給は約1万3,000円しか増えていないと指摘があると、厚労省の老健局長は「ご指摘のとおり」と認めたということです。この背景には、2015年の介護報酬の大幅マイナス改定があります。特養ホームでは12%の減収となり、処遇改善加算があっても基本給アップに踏み出せないのは当然ではないのでしょうか。よりよいサービスが提供できるよう、介護事業所等への支援が必要ではないのでしょうか。

さらに、自立支援・重度化防止の名で「財政的インセンティブ（優遇）付与」と称して、市町村に交付金を付与する仕組みも導入するといいます。要介護認定率の低下、給付費の抑制など自治体の給付適正化の努力を国が評価し、実績に応じて予算を加算するとしています。こうした財政優遇の仕組みが、努力が足りないと言われた自治体にとっては予算削減のペナルティになります。

厚労省が適正化の先進事例とする自治体では、介護保険からの卒業による強引な介護サービスの打ち切りや、申請の門前払いが横行しているといいます。また、「『我が事・丸ごと』地域共生社会」として、これから福祉サービスを住民のボランティア組織や事業者に丸投げしようとしています。国の責任を放棄し、自助、互助を福祉・介護分野で本格的に具体化しようとしています。福祉に対する公的責任が大幅に後退しかねない危険性を感じます。その心配はないと言えるのでしょうか。

加えて、第5次広尾町まちづくり推進総合計画「第3期実施計画」で「介護サービス利用料の負担軽減事業」を平成30年7月末をもって廃止すると示されましたが、負担軽減の必要がなくなったと判断した理由をお示しください。

低年金の人が増えている中で年間800万円の利用料負担が増えることは、介護難民をつくり出すことにつながるのではないのでしょうか。町として、第7期介護保険計画の充実に向けて、よりよいサービス提供をどのように考えているのか、質問いたします。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

1点目の子どもの貧困問題の取り組みについてであります。

4月に北海道から「北海道子どもの生活実態調査」の速報版が公表されております。この調査は、北海道と北海道大学の研究チームが共同で実施し、過去の同様な調査や人口規模から調査客体を選定しておりまして、本町は調査対象とはならなかったところであります。

調査項目の具体的事例として、保護者や子どもの健康状態や経済状況、また、進路を含む教育の状況など、子どもや家庭の状況やニーズが把握されております。本町では、ご質問にありました実態調査、本町独自では実施しておりませんけれども、今年3月に保育所入所児を対象とした調査を実施し、養育費の状況や保育料に関する負担感について回答を受け、事業に反映しているところであります。

また、子どもの貧困への取り組みとしては、次世代育成支援対策で「安心して生活できるひとり親家庭への支援の充実」を施策の方針として事業を行っております。今後、広尾町子ども・子育て支援事業計画、平成32年度からでありますけれども、次期の計画策定に向けてニーズ調査を行う予定であります。ご質問いただきました件につきましても、健康状態や経済状況を調査項目に加えるなど、検討してまいります。

続きまして、2点目の介護保険次期計画策定に向けてであります。

1点目の利用者負担割合の関係であります。

介護保険制度は、今年で18年目を迎え、社会情勢に合わせたさまざまな改正が行われてきております。

平成29年度においても、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律案が参議院で可決されたところであります。改正案の法案の柱として、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」、これが掲げられて、高齢者の自立支援と要介護状態の重症化防止、地域共生社会の実現、制度の維持可能性の確保に配慮しつつ、サービスを必要とする方にサービスが提供される、これを目的として介護保険法ほか関連する法律が改正されたものであります。

中でも、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から、負担割合の2割負担該当者のうち特に所得が高い層の負担割合を3割に改正し、来年度からの実施を目指しております。国の説明では、利用者全体の3%程度であり、ほとんどの利用者には影響がないとしておりますけれども、利用者負担が引き上げられる高所得者からは不満が出ることが予想されているところでありまして、今後の動向を見きわめてまいります。

次に、介護職員の人材不足の解消であります。

高齢化比率が上昇していく中で、本町においても高齢者は増加傾向にあります。介護職員の人材不足の解消は大きな課題でありますので、引き続き国に対して介護施設の従事者の待遇改善、労働環境の向上など、人材確保につながる施策を要望してまいります。

3点目であります。

インセンティブ付与の関係であります。全市町村が保険者としての機能を発揮して、自立支援と重度化の防止に取り組むとされているものであります。

本町においては、地域包括支援センターの強化を図り、「いきいき百歳体操」の推進など、事業に取り組んでいるところであり、医療と介護の連携や他職種との連携事業とあわせて推進しているところであります。

また、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備であります。住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」及び「地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等」がうたわれており、本町においては、包括的な相談支援や連絡調整、仕組みづくりの支援を進めているところであります。いずれの事業にいたしましても、各団体、関係機関と連携を図りながら、国の動向や情報の把握に努め、取り組みをしまいたいと思っております。

最後に、介護サービス利用料負担軽減事業の見直しについてであります。

この事業につきましては、介護保険制度の開始時に制度の円滑な導入を目的として、平成16年度まで国等の補助を受けて実施をしておりました。平成17年度から補助事業が廃止されたものであります。この時点で、多くの市町村において事業の廃止、また、見直しがされておりましたが、本町は全額を今日まで町費で継続して実施をしております。

さきにご説明を申し上げましたが、本町の財政状況は非常に厳しい見通しとなっております。高齢者が住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けるために、必要な福祉と介護サービス事業は今後も継続していかなければなりません。そのために本町の財政状況を勘案して、事業の廃止を検討したものであります。もとより介護サービスの提供を制限する目的ではなく、今後も引き続き適切な福祉サービスと介護サービスの提供を継続してまいります。

以上、2点にわたりまして答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） まず、子どもの貧困対策の関係なのですが、平成32年ですか、次、計画策定のときまでにはそのニーズ調査もしたいということなのですが、私はこれ、調査は一刻も早くするべきだと思うのです。

それで、実態調査をまずするとかしないとか以前に、いろんな指標が国からも示されていますよね。本町の指数は国から示されたもので、どの位置になるのか、苫小牧も調べたら貧困の率が何%というものが出ていますけれども、まずそういうものは国から来ている指標を使えば出るのではないかなと思うのですが、それは計算されているのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） その指標については、本町としては手元にはございません。試算していません。

それから、一刻も早くニーズを把握するべきだというご質問であります。32年に次期の計画が改定されますので、それまでにニーズ調査をするということでもありますから、すぐこれは調査できる話でありますから、調査をして次期の計画に反映をさせていきたいと思っております。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今、1次質問でも言いましたように、食べるものも買うのに事欠くとか、病院にかからないとならないのだけれどもお金がないのでかかれないとか、それから家計が許さないで進学を諦めないとならないとか、そういう子どもの貧困というのは、今、本当に全国的にも大きく取り上げられて、そこをやっぱり支援していかないとそこに住んでいられないというか、本当にもういろんな事件も起きていますけれども、これは重要な問題だというふうに私もこの数字を見て思いました。

それで、実態をやっぱり早く把握をして、その手立てを打っていくということが非常に求められていると思うのです。就学援助のこと一つにしましても、広尾町は生保基準の1.5倍ということで、全道的に見ても非常に高い、そういう位置にありますけれども、でも先ほど言いましたいろんな市の受給率から見ると低いわけですよ。だから、それは何が原因なのかということも、やっぱり実態調査をする中で改善を図っていく道筋というものが見えてくるのではないかなというふうに思うのです。ですから、32年計画策定、それはそれでよろしいですけれども、その前にやはりそういう実態を把握するということに努めるべきだと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 全くそのとおりだというふうに思っております、一定程度のやっぱり数字のめどが必要だというふうに思っておりますので、しっかり国の調査に、置きかえられますから、置きかえて取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

貧困率なんていうのは本当に最近出た言葉で、さきの新聞報道でも年収が低い世帯は勉強がわからないとか、大学進学を諦めるとか、そんな報道がされたところであります。議員おっしゃったとおり、しっかり子育てをすること、これはやっぱりまちづくりの柱でありますから、しっかりまずはどういう状態にあるのかを把握して次期の計画に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 子どもの貧困対策、ぜひ力を入れていっていただきたいと思うことと同時に、介護保険なのですよ。これが国会の中でも、本当に大事なもののなのですが、わずかの審議時間で採決を強行してしまったということで、私は本当に大変なことだなと思っています。

それで、広尾町の高齢者、年金を受けている方の年金収入なのですが、120万円未満という方が平成24年には45.9%だったものが平成28年には49.7%と、3.8ポイントも増えているのです。200万円未満までを調べますと、平成24年は66.3%だったものが平成28年には72.3%と、6ポイントも増えているのです。要するに低年金の方が非常に多くなっているという、そういう状況に置かれていると。

その中で、町長は先ほど影響というのは高所得者からは負担が出るかもしれないけれども、低所得者のほうにはあまり関係ないような答弁だったかと思うのですけれども、私はそうではないと思うのですよ、今回、改正された国の指標から見ていくと。本当にひどいなと思ったのは、財政的なインセンティブということで、市町村が結局、介護認定を厳しくしていくのではないかと、そういうおそれが出てくるのではないかとということを私は危惧します。

それと、事業者も介護を提供することで、その人が改善する可能性がある利用者は受け入れるけれども、改善が認められないような利用者は選別していくことにつながっていくのではないかと、これは大変なことだと思うのです。子どものところでも言いましたけれども、お金のあるないによってその子の将来が決まってしまうということ、これも大変なことだと、今、町長お認めになりましたけれども、高齢者だって、特に広尾町の年金収入を受けている方の収入がだんだん低くなってきていると、そういう中で介護を利用する人が少なくなったら町に交付金をたくさん上げますよというわけでしょう、平たく言うと。そういうふうになったら、本当に介護が必要な人も介護が受けられないと、そういうことが出てくるのではないかとということを危惧しているのですけれども、町長はどのようにお考えですか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この介護保険制度ができてもう18年を迎えるわけでありまして、国がその改定の都度、悪い方向に悪い方向に変えてきているわけでありまして。その都度いろんなご指摘、それからご指導もいただくのですけれども、何といたっても議員がおっしゃったとおり私もそう思っているのですが、やはり高齢者どうやってこの広尾町で過ごしてもらうか、どうやって介護をしっかりとやるかというところを力入れているわけでありまして、国がいろんな制度で後退しますけれども、その分、広尾町、財政状況が厳しい中、頑張ってそれぞれ後退させることなく、単独事業費も含めて、それから介護予防含めて取り組んでいるところでありますので、今後そういった姿勢でいきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 政府が指導して、この介護保険を卒業してサービスを担う側として地域デビューを促すという、そういう取り組みが三重県の桑名市というところでは既に行われていますし、大阪の大東市というところでも、自立支援の名前でサービスを取り上げて地域包括支援センターのつ

くる総合事業に移していくとか、そういうことで介護を受ける比率を下げている、そういう実例があるのです。そのことをいろいろ調べてみましたら、サービスを打ち切られた人は全額自己負担でサービスを受けないとならないわけですから、結局サービスが受けられない。状態が悪化して要介護度が上がって、ほかの地域よりも2年後の死亡率が高くなっていると、そういうデータも出ているのです。

それで、大阪の大東市というところでは、自立支援ということでサービスを取り上げて、包括支援センターのつくる総合事業のケアプランへの報酬の加算をもらおうと。そして、卒業とか移行の人数に応じて最大2倍まで加算が増額されるということですから、総合事業のケアプランの委託単価というのも介護保険よりも低い、そういう事業者は卒業させなかったら減収になるからもう早く出してもらおうとか、事業所が市の言うことを聞かざるを得ないような、そういう状況がつくられているのだと。それで、実際に介護認定は要支援では30%、それから要支援2は27%も前の年よりも減っているとか、そういうことが実際にやられているのです。

ですから、これを、広尾でも国から交付金をいっぱいもらわないとならないということでそういうことを、私は、今、担当している人たちはやらないと思いますけれども、国はそういうことを想定して制度を組み立てていると。それに従わないとならないということになると、結局サービスを受けられなくなるのは高齢者なのですよね。そういうことを考えたときに、町長、私たちも国に対して議会として意見書を上げるとか、できることでは頑張りますけれども、町長もやっぱりきちんとしかるべき方法で、こういうことではやっていけませんということを言うべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 国がそれぞれいろんな制度改革をして、介護保険にかかるお金が膨らんでいく、だから地域で担ってもらうものは地域で担っていただく、これ十分理解できるのです。だから、そこも進めながら、そういった地域で受け皿がないところは、やっぱり自治体でしっかり責任を持っていくということが必要なというふうに思っております。

特に本町においては、例えば介護予防・重度化防止について「いきいき百歳体操」なんていうのはもう代表選手になっていまして、ボランティアの方が本当に積極的に各町内に配置をして、自分たちみずからそういう事業を進めていただいています。まさに地域が担っていただいている事業でありまして、そういった事業をしっかりと地域と行政と一緒にやってやるのがまずは必要だなというふうに思っています。その結果、何が起きているかというと、広尾町では介護認定率、十勝管内で一番低くて、介護保険料が下から2番目なのです。そういうところにあらわれているのだというふうに思っています。それは一例でありますけれども、そういった地域で支え合うというところのサービスが、本町においては地域の方々を巻き込んでやって効果を上げているなというふうに思っているところであります。

ただ、制度として国がそういうふうに変えてくるわけですから、そのところでどうしても財政

的に問題があるところになれば、やっぱりそこはそこで後退させることができないわけでありますから、どうしても単独費で、単費でやるわけであります。そうすると事業費が膨らむわけでありまして、やっぱりそういったところは何が必要なのか何が協力してもらうことなのかをしっかりと見きわめながら、住民の方とまた相談しながらやっていきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 町長、介護を受けている人の比率ですとか、広尾は低いのだということであれば私は、この一番最後のところで介護サービス利用料の負担軽減の事業を廃止するということを、町長、打ち出しましたよね。財政的インセンティブでペナルティを受けないような、そんな実態にあるのであれば、何にもこの低所得者のための負担軽減事業をなくする理由はないのではないかと思いますのですよ。町の財源が大変だからといえばそのとおりですけども、先ほど言いましたように、年金収入が本当にみんな減ってきている中で、介護がどうしても必要になったというときには介護保険を使うわけですよ。ところが、それが1割負担が重たくて受けられないという人が出るということが想定されるわけでしょう、この負担軽減事業をなくすると。800万円が新たな負担になるということは、年金収入がまた、手に取れる年金が下がるということになるのです。そういうことを考えたときに、私はこの廃止というのは考え直すべきではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 冒頭答弁させていただきましたけれども、介護保険制度を円滑にするために国が支援をしてきたところでありますけれども、平成17年からこの制度が廃止をされました。ほかの事業もあるのですが、国が一定の目的を達してやめたところを自治体が肩がわりすると、やっぱりこういうひずみが出てくるのです。ほかの多くの町村は、その時点でしっかり切りかえて、制度もやめたり、それから率を見直したり、いろんなことをしているところであります。

広尾町は、議員がおっしゃったとおり、やっぱり高齢者に向けて介護をしっかりするということで、頑張って頑張って今日まで1割負担の7割を軽減する制度をとってきたのです。さきに財政状況等を説明申し上げましたけれども、なかなか国の制度廃止を肩がわりして本町が、自治体がやるというところ、頑張ってきましたけれども、もう頑張り切れないところまで来たというところを、ぜひご理解をいただければというふうに思っているところであります。

また、1割の7割カットでありますから、1,000円の負担で100円の負担、そのうち70円を町で見るわけでありますから、30円の負担をしていただくわけであります。そういった事業でありますから、非常に使い勝手がいいというところもあるのですけれども、いろんな使い方を見ると、やはりデイサービス、これからどんどんどんどん需要が膨らんでいくわけであります。今、社協でやっ

ているデイサービスも、ここはあふれていますので、来年から民間がスタートするわけでありまして、やっぱりそういったところの需要もどんどん膨らんでいくというところでありまして、なかなか財政的に立ち行かなくなるわけでありまして。またほかの面でしっかり介護事業をやるというところで、ぜひご理解をいただければなというふうに思っているところでありまして。

しっかりと重度化を防いで介護を受けないような、そんな高齢者をいっばいつくることがやはり大事なことだなというふうに思っているところでありまして、しっかり介護予防に力を入れていきたいなというふうに思っております。しかし、残念ながら介護を受けなければならない状態になった高齢者の方々にも、しっかりいろんな手厚いところもしなければならぬというふうに思っているところでありまして。ただ、この軽減措置については、ぜひ、国の制度をやめたところもありますけれども、1割の負担のうちのさらに7割を負担軽減するというところは理解いただけるのではないかなというふうに思っているところでありまして、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 最後の部分ですけれども、私、高齢者の方の家を訪ねたり、いろんな話をする機会があるのですけれども、町長が想像しているかどうか分かりませんが、本当に経済的にはみんな大変な思いをしながら、たとえば100円、500円の支出であっても苦勞しながらやっているというのが実態だと思うのです。

消費税も3%で始まって5%、8%と、福祉のためと言われたけれども、その福祉が国の財政大変だ、町の財政が大変だということで、今までやってきたことが一つ一つ崩されてくると。介護保険というのは、年を重ねていくことによって今までできていたことができなくなるわけでしょう。それに病気だとかそういうものが加わって、どうしても不自由になると。だから、介護を受けたいというときにそこでまた負担をなささいというふうになるというのが、私は本当に、いや、この人たちにさらに負担を求められるのだろうか、という話をたくさん聞かされています。

ですから、言ってみれば最後の命綱になって広尾町で住んでいける、そういうものに私はこれも1つなっている大きな条件だと思うのです、ほかのところでは1割負担しないとならないところを広尾は3%で済んでいるわけですから。だからといって、みんなが必要ないのに介護を受けている事例はないと思うのですよ、介護を受けている率が低いと、今、町長おっしゃいましたからね。だから、そういう所得の低い方たちが本当に頼りにしているところを削ってしまっているのかと、そのことは強く思います。

何回言っても同じになるのかもしれないけれども、とにかく国が補助を打ち切った、ほかの町村が見直しをした、だから広尾町もというやり方ではなくて、広尾町はさっき言ったように120万円以下という人たちが半分なので、平成24年と28年と比べても所得の低い年金を受けている人が増えているのですから、そういう中でやっぱり考えたときに、高齢者でも広尾で住んでいけるのだよという、そういう政策の大きな一つだと思うのです。

この間、議会報告会をやったときに、ある高齢者の方が言っていました。子どもたちは、広尾で

働くところがないから出ていってしまったと。自分たちお年寄り2人で今暮らしているのです。だけれども、これから俺たちどこかに行けと言われたって行くところはないと。最後までこの広尾で世話になるのだ、そのときには自分の家で暮らせなくなったら広尾の施設で世話になると、俺はそう思っているというふうにおっしゃった方がいました。私は、その人の話を聞いて、本当にこの介護というのは、高齢者も広尾で最後まで暮らしていけるのだよという、そういう大事な支えになっていると思うのです。ですから、本当にこの負担軽減事業は広尾町の大事な宝として残していっていただきたいものだと思いますが、最後に町長の考え方をもう一度お願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃるとおりでありまして、やはり多くの方々というか全町民の方々、広尾にしっかりと最後まで生活をしていただきたい、そんな思いは変わりません。

しかし、一つ一つの事業を議論していけば全くそのとおりなのですけれども、やっぱり町全体を、今後の町のあり方、これをぜひ考えていただければというふうに思っておりまして、さきの報告でも7年後、基金が底をつくという、そんな見通しも立っているところであります。いろんな意味で、国がやめたことを広尾町が肩がわりして今日まで頑張ってきました。頑張ってきましたけれども、もう限界に近づいてきているところであります。来年、再来年倒れるといったときに手を打っても間に合いませんので、やはり10年後、20年後を見据えて住民サービスどうあるべきかというところを、みんなで考えていっていただければというふうに思っているところであります。

私も議員と同じ気持ちで、財政が許せばやっぱり手厚くやらなければならないなというふうに思っているところであります。いろんな時代の趨勢で、いろんなやっぱり住民がしてほしいことがたくさん出てくるのです。それをずっとやり続ければ、当然おのずと財政破綻するわけでありまして、そこのところ、破綻をさせないためにしっかりと財政運営するのも私の政治的な責任でありますので、しっかりとこれからも行政改革でいろんな住民の方にお問い合わせをする部分あるのですけれども、しっかりと丁寧に説明して理解をいただくように進めていきたいなというふうに思っているところであります。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、発言を許します。

1、4番（前崎） 私は、2点について町長に質問いたします。

1点目ですけれども、ふるさと納税返礼品の見直しについてであります。

ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正によって創設され、以来ふるさと納税を通じて寄せられた寄附金は平成27年度では1,653億円に達し、宮崎県都城市は42億3,000万円、道内では上士幌町が15億3,700万円、根室市が12億9,000万円と、全国でも15番、20番に位置し、最近においては自治体間の競争が過熱しているほか、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなど

指摘がされております。

これらの状況を鑑みて、本年4月1日、各都道府県知事に対し総務大臣から、各市町村に対し適切な指導をされる旨通知がされたところであり、これを受け4月7日に北海道から各市町村にふるさと納税に係る返礼品の送付についての通知があったところであり、その総務省の通知内容では、1つとして、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している団体は、速やかに3割以下とすること。2点目が、当該寄附は経済的利益の無償の供与として行われており、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際に給付者に対し周知をすること。3点目として、返礼品競争の過熱等を通じ、周知、宣伝等の事務に要する経費が増大し、住民の福祉増進のための財源が実質的に減少することにつながり、施策に充てられない懸念があるので、公益上、十分精査すること。さらに加えて、返礼割合の水準を3割とする旨ではない、ふるさと納税の趣旨を踏まえて礼状の送付のみによって謝意を表している自治体もある中、返礼品を強調して寄附を募集することを慎むことの通知となっております。

本町も平成22年にふるさと納税町特産品贈呈事業実施要綱を制定し、ふるさと納税の額が1万円以上のものには3,000円以内、5万円以上は5,000円以内、10万円以上は1万円以内と定めていたものが、平成27年度には1万円以上は5,000円相当、5万円以上は2万5,000円、10万円以上は5万円、100万円以上は50万円相当と、大幅に引き上げられております。

本来、自分の住んでいる自治体に納めるべき税金を、豪華特典で寄附金を集める自治体間競争の場となってきたり、国が地方交付税制度を軽減化しているのではないかと指摘をする識者もおります。今まさにこのような状況を憂慮し、国も前述した内容の通知に踏み切ったところであり、この通知を受け本町はどのような見直しを行ったのか、お答えを願います。

国は、ふるさと納税制度を創設した趣旨は、寄せられた寄附を子育てや教育、福祉やまちづくりに活用されることを目的として推進してきたところであり、

上士幌町は2014年度、平成26年度に子育て少子化対策夢基金を創設し、保育料の無料化など子育てに関する事業などに活用し、平成28年度は13年ぶりに人口増加を図ったところであり、さらに、生きがい基金を本年度創設し、医療や介護、生涯学習の環境を充実させる取り組みに活用し、あわせて移住促進にも結びつけたいとしております。竹中町長は、寄附者との関係は一度きり、原点に立ち返り、政策で寄附者の関心を高めたいとしております。

本町のふるさと納税寄附金項目では、「快適な地域づくり」「活力ある地域づくり」「みんなで歩む地域づくり」など7項目を挙げておりますが、寄附金の充当事業では、ふるさと納税担当者の人件費、さけ・ます増殖振興事業補助金、イルミネーション設置事業、身障ひとり親医療対策事業、妊婦健診等助成、学校備品購入費、キッズ英会話指導員設置など24項目となっておりますが、従前から実施しているものの財源充当であります。ふるさと納税を寄附しようとする選択肢として、対外的に発信する政策としては十分でないものと考えます。

清水町では出産祝い金制度を創設し、第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円、第4子以降は50万円支給するとし、加えて18歳まで医療費無料化を実施することとしております。また、豊頃町でも18歳まで医療費の無料化を実施することとしております。

子育てや教育、医療や介護、生涯学習などに特化し、本町の魅力を政策で情報発信し応援してもらう具体的な政策はどのように推進するのか、町長の見解を求めます。

2点目は、コミュニティバス（地域循環型バス）の導入についてであります。

今日の本格的な高齢社会を迎え、高齢者ドライバーの交通事故が連日のように報道され、社会問題としても取り上げられており、自動車免許の返上も増加傾向にあります。このため、高齢者や障がい者などの交通弱者の足を守るために、十勝管内でも帯広市を含む12市町村が地域を100円の低料金で循環するコミュニティバス（地域循環型バス）を運行し、地域の住民、中でも高齢者や障がい者の方から大変喜ばれております。コミバスを運行している市町村では、市街地等のほか一部は農村部にも路線網を拡大し、ワンコインで乗車でき、高齢者等の皆さんが買い物や病院、歯科医院などの通院のほか、仲間同士の交流や集いなど、さまざまな用途に活用されているとのことであります。

音更町では、既に平成12年度から音更本町と木野地区の2つの地区でコミバスを運行しており、1年目の利用者は約2万人、1万9,775人だったものが平成27年度には3万3,300人と、1.7倍に利用者が増えております。音更町の高齢化率は26.5%ですが、70歳以上の利用者が8割を超えているとのことで、まさに交通弱者の足として活用されております。

幕別町では、平成23年度から関係機関で構成する地域公共交通確保対策協議会を発足させ、翌年度からコミバスの試験運行を経て平成25年度から本格運行しております。平成27年度は2路線で1,800万円の運行経費に対し国庫補助が900万円、運賃収入を除く830万円が町負担となっておりますが、平成27年度からは駒畠、古舞地区には予約型乗り合いタクシー運行により交通弱者の足を確保しております。

新得町も平成25年度から3路線でコミバスを運行し、平成28年度の町の事業費は580万円となっております。1路線当たりの経費は約193万円となっております。

池田町では平成26年10月から本格運行し、27年度の運行実績では国庫補助が310万円を充当し、町負担は382万円となっております。加えて、今年度から農村部にデマンドバスの試験運行を始めたところであります。

芽室町は平成23年度から運行を開始し、1便当たり10人の利用者を目指に掲げ、1日5便運行しておりますが、今年度からは池田町と同様に、農村部にデマンドバスを運行することとしております。

豊頃町などでも平成24年度に地域公共交通確保維持対策協議会を発足させ、25年度からコミバスの運行をしておりますが、市街地以外の農村部や集落にも週1回から2回運行し、高齢者の足を確保しております。

本町も高齢化率が35%を超え、自動車免許の返上をした高齢者からコミュニティバスの導入をしてほしいとの声も聞かれます。特に音調津などバスの便数が少ないところでは、買い物や日常生活等不便な生活を余儀なくされております。

本町の過去10年間における高齢者ドライバーの自動車免許の返納状況は何件となっているのか、また、コミバス等購入事業及び運行事業に係る国等の支援体制はどのようなになっているのか、あわ

せてお答えください。

本町は町立病院に係る患者送迎バスは運行しておりますが、平成20年度には利用者が6,100人いましたが、平成28年度は3,300人と、54%半減しております。

本別町は、病院患者送迎のみの運行を切りかえ、買い物や日常生活移動手段を確保するため、高齢者や障がい者などの公共交通確保のためにコミバスの路線網を拡大し、町民の皆さんから通院を含めて買い物等の用事を済ませることができると好評であると言われております。

このような先進事例を参考にしながら、一体的な運行を検討することも必要ではないかと思われまます。交通弱者の足を守る観点から、高齢者が地域で生きがいを持って生活をしていただくためにも、コミバス等の早期導入が必要と思われるが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

第1点目のふるさと納税の返礼品の見直しについてであります。ふるさと納税制度は、ふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設されたものであり、地域活性化や人口減少対策等の地方創生に資する効果があります。

一方では、過度の返礼品競争など、本来のふるさと納税制度の趣旨から逸脱した自治体があり、問題となっているところであります。

総務省は、全市区町村に対し、ふるさと納税制度を健全に発展させていくため、特に返礼割合の高い返礼品を送付している自治体に対し、速やかな見直しを求める通知をしたところであります。

本町では、広尾町ふるさと納税町特産品贈呈事業実施要綱を寄附金の6月1日申込分から適用するよう改正を行ったところであります。改正の内容につきましては、各寄附金額に対する特産品の総額を一律で寄附金額に対する3割以内へと変更いたしました。

2つ目として、特産品の総額には送料を除く商品代のほか、消費税等を含むと明記をしたところであります。

次に、ふるさと納税寄附金の活用方法についてであります。平成29年度では、22事業にふるさと納税寄附金を積み立てした基金から財源充当しているところであります。具体的には、まちづくり基金で10事業、社会福祉振興基金で4事業、教育振興基金で8事業に充当しているところであります。ふるさと納税寄附金が充当された事業について、事業を行う背景、事業の詳細、結果、効果など、ふるさと納税ポータルサイト等で広く情報発信をしているところであります。

次に、2点目のコミュニティバスの導入についてであります。

現在、本町では、十勝バスとJRバス2社により、それぞれ町内で路線バスを運行しております。十勝バスにつきましては、平成23年度の町内の小学校の統合時に、遠距離児童のバス利用のため一部運行路線を変更しております。市街地には、国保病院前や役場前を含め18か所の停留所を設置しております。運行数については平日で14便、休日で10便となっており、実質的にコミュニティバスの役割を担っているところであります。JRバスについては平日で3便、休日で2便運行されているところであります。国保病院における患者送迎用バスについても、現在、継続して運行している状況であります。

コミュニティバスの導入については、検討を重ねてまいりましたけれども、十勝バスとJRバスへの負担額が平成24年度に約1,300万円を超え、平成28年度には約2,300万円と、4年間で1,000万円負担額が増加しております。患者送迎用バスの運行経費につきましても、平成28年度は約300万円となっているところであります。特に十勝バスへの負担額は国の補助制度に左右されるところが大きく、今後もさらなる増加が見込まれるなど、非常に厳しい見通しとなっているところであります。コミュニティバスは、高齢者や障がい者など、公共交通の確保という公益的な観点から、地域住民の交通の利便性向上を図るものとして、その必要性については十分認識しているところではあります。導入については現状厳しい状況にあります。今後は、市街地を運行している十勝バスをコミュニティバスの代替手段として利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、過去10年間の高齢者のドライバーの自動車免許の返納状況についてであります。

返納状況であります。24年からでありますけれども、平成24年度8件、平成25年度10件、平成26年度9件、平成27年度18件、平成28年度18件となっているところであります。

また、コミュニティバス購入及び運行事業に係る国等の支援体制についてであります。

コミュニティバスに対する国の支援については、過疎地域等の移動の確保に資するなど、一定の要件を満たし、かつ赤字が見込まれる系統に対し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、これが交付されます。この補助金は、経常費用の見込みと経常収益の見込みの差額に対し、2分の1を上限に補助される制度となっております。バスの購入に対し補助されるものではありませんが、バスの減価償却費が経常費用として算入されるため、耐用年数の期間、間接的に補助されることになります。

以上2点、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） まず、ふるさと納税の返礼品の見直しの関係でありますけれども、1週間ほど前に、いわゆるふるさと納税サイト、これを見ましたら、今でも高級国産ステーキですとか、あるいは毛ガニ、それから高級イクラ、ウニだとか、あるいはメロンだとか、そういったものがまず1ページ目に、目に飛び込んでくる、そういう状況であって、まだそういった意味では全国的な見直しについて、総務大臣の言っている見直しについてはまだ十分に実行されていないのかなと。

広尾町についても見ましたが、熊がに」がまずありましたけれども、あとの毛ガニは、例えば450グラムとか350グラムとか、一番小さいのは300グラムというような形でありましたので、今、答弁があったように、6月1日分からの見直しということでやったかと思うのですが、ただ、この中で、私、2点目に質問いたしました、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際に寄附者に対し周知すること、このことについては広尾町のホームページを見ても記載がされておられません。この点についてどのような措置をされているのか、ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員のほうから質問があったとおり、総務省のほうから一時所得に該当するものであるという通知をすることになるということがあるのですが、うちの返礼品については換金性だとか、一時所得になるような返礼品がありませんので、あえてその通知はしていないところであります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） あと、総務省の通知にもありましたけれども、いわゆる周知、宣伝等に係る事務に要する経費が増大しないようにということで、例えば昨日の部分でありましたけれども、産業流通振興公社の損失が生じたわけでありまして、いわゆる通販サイトの費用ですとか、そういったものが増大したという理由でありますけれども、そういった総務省のもともとの通知の内容が、せっかく寄附をいただいたものをきちんと住民の福祉増進に使いなさいということですから、この間に係る費用については極力抑えなさいというような指導通知でありますけれども、この点について、今後についてどのような形で取り組んでいくつもりなのかお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 文字どおり、総務省の通達どおり寄附をいただいたお金につきましては、住民の福祉の向上、そういうものに役立てていきたいというふうに思っております。

そして、うちの寄附をしていただく項目、7項目あるわけでありまして、それに基づいて、それぞれ応援をしていただくということになるかと思います。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） また、先ほどもちょっと触れましたけれども、総務省通知が町民のために還元

をするということですので、先ほどの答弁でも一部触れられておりましたけれども、例えばこのふるさと納税充当事業、22事業ありますけれども、先ほど上土幌町の事例を出しましたけれども、上土幌町は返礼品で尻をたたくのではなく、まちづくりへの活用方法で評価されることが大事だということにも言うておりますし、返礼品ばかりに注目していると寄附者との関係は一度きりで終わってしまう、原点に立ち返り、政策で寄附者を引きつけたい、このようにも述べております。

広尾町の、例えばこの充当事業の中で、先ほどもちょっと触れましたけれども、そのほかに沿岸有望魚種増殖開発事業補助金ですとか、漁業後継者育成対策事業補助金ですとか、要するに広尾町としては、いろいろな産業振興で使うのは結構なのですけれども、対外的に、例えば沿岸有望魚種増殖開発事業のために広尾町にふるさと納税で寄附をしてくださいというのは、発信力としては非常に弱いなど。

やはり先ほども言いましたけれども、上土幌が実施している、ふるさと納税を原資にして保育料を無料にするだとか、あるいは先ほど清水の出産祝い金制度の創設、それから18歳まで医療費無料化拡大をします。この18歳までの医療費無料化拡大も、清水、豊頃を入れたら、もう6町村になるわけですね。そういった意味では、最初の質問にありましたけれども、いわゆる子育て、教育、医療、介護、こういったものに、この寄附金を充てるということによって、広尾町に対する応援がより一層深まるのではないかなと思います、その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） それぞれの町村によってどう使うかというところは、町村の判断だというふうに思っているところでありまして、7項目の指定寄附に基づいて、広尾町についてはそれぞれの項目について応援をしていただいているというところでありまして、使い道につきましては、ネットのほうで詳細に寄附金の充当事業、一つ一つ細かくそれぞれネット上でアップをされているところでもあります。具体的に福祉である、医療であるとか、それから教育であるとか、産業振興であるとか、それぞれ事細かく充当事業については発信をしているところがございます。そういったことで、広く寄附者の方々には使い道の発信をして、しっかりと広尾町を応援していただいているということ、それぞれ掲載をしているところであります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） ふるさと納税の充当事業については、先ほどの中でまちづくり基金ですとか、社会福祉基金、教育振興基金という形で、それぞれメニュー、それから事業費も載せておりますので、それは私も見ておりますけれども、さらに一歩進めた形で今後引き続き検討する必要があるかと思えます。

次に、コミュニティバスの導入についてであります。

このコミュニティバスの導入については、帯広市を含めて12市町村が実施をしているということ

で、実はこの間、十勝総合振興局あるいは12市町村の担当課、あるいは実際役場まで出向いて資料をいただいたり、そういった私なりに今回のコミュニティバスを取り上げることに当たって、資料の収集に努めてきたわけでありますけれども、そういった中で、やはり町としてどの程度まで十勝管内の状況について情報収集等々の、いわゆる情報の共有化を図られたのか、それについてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 以前も議員のほうからだったでしょうか、コミュニティバスの質問を受けたところでありまして、その時点でもそれぞれ十勝管内の状況について調査をしているところでありまして、議員のお手元にあるのでしょうかけれども、相当数の町村がそれぞれ運行をしている状況にあります。16の市町村で、今、運行しているところでもあります。合っていますでしょうか。

それで、そのときにもお答えをしたのですが、なかなか背景として、やはり議員がおっしゃっているように、多くの人が町に出てきて、買い物を含めて、そういったことが当然福祉にも役立つわけでありますから、趣旨は十二分にわかるのですが、いかんせんといいたしめようか、幸い本町においては通学バスは十勝バスの路線バスを活用しているところでありまして、そのときに路線を拡大した経過があります。先ほども言いましたとおり、非常に多くの停留所を設けながら、それぞれ今、十勝バスが路線バスとして通学バスを兼ねて運行しているところでもあります。このところを、1回カラーの非常に見やすい地図を全戸配布して、裏には時刻表も書いて、とまる場所もきめ細かく書いたものを配布して、ぜひこれに乗ってくださいと言ったのですが、なかなかすぐに効果は出ていないようでありまして、しかもこれ1回きりで終わってしまったものですから、継続的に広報等にこういったことを載せながら、それぞれ皆様方に利用していただく、これがやはり一番いいのではないかというふうに思っているところでもありますので、今後についても、やはり町内会を通じて、こうやって住民の方がバスを利用して町に来ていただく、そんな活動に努めていきたいなというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 私、5月末に十勝総合振興局から、総合振興局の地域創生部地域政策課からいただいた資料で、これに基づいて各町村に対して資料の照会ですとか、実際にここに電話をして確認をしたところなのではございますけれども、この総合振興局資料では12町村と。

（「12ですか。ああ、そうですか」の声あり）

はい。委託と、それから町営、直営ですね、合わせて12市町村です。16というのは、これ別な部分をカウントした数字ではないかと思うのですが、私は十勝総合振興局の資料が一番正しいものという認識をしておりますので、もう一度その辺は精査していただきたいと思います。

それと、1つについては、私は、実はちょうど5年前にこのコミバスについて一般質問で取り上

げておりますけれども、当時は実際この本格運行しているのが、例えば音更町が平成12年度からということで、まず6町村ぐらいだったのですね。それがこの24年の前後、いわゆる地域でそれぞれ公共交通の対策協議会を設置して、大体24年、25年ぐらいから試験運行、それで26年、27年が本格運行ということで、それが今、12市町村まで来ているということであります。全部が全部、1次質問では紹介できませんでしたが、例えば南十勝の中札内は、最初は上札内と中札内市街の乗り合いタクシーということで運行していましたけれども、現在は市街地を含めて当然そういったコミバスも運行していますし、そういった意味では、この5年間で大幅にコミバスの運行が浸透してきているということでもあります。

それで、あちこちの町村、あるいは町村議会議員にもいろいろな資料をお聞きしながらお話をしたのですが、一番相手方が言われたことが、広尾はまだコミバスやっていないのですかというような、そういうふうな質問を逆に受けまして、いかにコミバスがこういった地方でも浸透している、そういったことがここで見えるかと思うのです。

今、例えば市街地のコミバス、例えば地域によっては2路線、3路線とありますけれども、今や農村部までに路線網を拡大している。例えば、それは幕別町の乗り合いタクシーですけれども、ここも2か所やっておりますけれども、例えば駒島線は25年の10月からやっております、26年1年間では255回、利用者が351人、27年度は運行回数が347回、利用者数も477人、このように大幅に伸びております。また、古舞線ですけれども、これは26年7月から、途中でありますけれども、308回、利用者も597人、そういった形で利用されている、そういった意味では市街地のコミバスばかりではなくて、いわゆる予約型のデマンドバス、あるいは予約型の乗り合いタクシー、こういったものが、今、浸透しているということなのですね。そういった状況というのは、やはり広尾町としてもきちんと認識する必要があるかと思うのですけれども、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 各町村それぞれ事情があるのでしょうけれども、再三申し上げますけれども、うち十勝バスがそれぞれくまなく停留所を設けて、町の中を路線バスとして走っているわけであり、18のバス停があるわけであり、これも市街地だけの話です。市街地だけで18の停留所がある町はほとんどないのではないかと、このように思っております。そういった意味で、この十勝バスの路線バスを活用していただければというふうに思っているところであります。病院もそうです。それから駅にもとまります。るるにもとまります。郵便局の前にもとまります。銀行の前にもとまります。商工会の前にもとまります。そういったことで、住民生活にくまなく利用できる場所についてはバス停を設けて、それぞれ路線バスとして、今、走っているわけであり、

住民周知、なかなか、我々も反省いたしますけれども、しっかりと住民にこのことも周知をして、ぜひ活用していただいて町なかに出ていただく、こんなこともぜひ進めていきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） いわゆる地域の公共交通確保ということでいけば、例えば、今、十勝バスが18か所と言いましたけれども、新得町は3つの路線があるのですね。そのうちの一つの新得市街地線、これは40か所の停留所を設けています。さらに、この1年間でいろいろな協議会で、住民ニーズといますか、町民の皆さんからいろいろな意見を受けて、さらに停留所の数を増やして、28年度は新たに2か所増やしていますけれども、それでも40か所になっているのです。

どこの町村もそうですけれども、こういった公共交通確保対策協議会、この中で毎年度、いわゆる総括をした上で見直し、改善をしているというようなことですから、例えば市街地だけでもこれだけの差があるということで、やっぱりコミバスと通常の路線バスとは、例えば音更なんかも十勝バスと拓殖バスと、いわゆる2社が入っていますけれども、さらにあそこも2路線でやっております。例えば池田は、いわゆる地域の公共交通といますか、それは例えば池田ですからJR根室線があります。それから十勝バスが走っています。それとスクールバスも当然、今、規制緩和で混乗、乗り合いができるようになっております。

例えば、これはほかの町村もほとんどそうなのですけれども、やっぱりスクールバスの活用をしているのですね。広尾町はどうかというと、25年度から、広尾は利用者数の実績というのをカウントしていないのですけれども、利用したいという登録のカウントをしているのですね。これでは18年度からそれぞれ、多いときは30人近くまで登録していましたけれども、24年度で5人になって、25年度から登録者がゼロという形で、当然利用者もいないわけですね。

このことをほかの協議会では、スクールバスの混乗、乗り合いも含めて、いわゆる地域の公共交通というふうに位置づけをしておりますして、例えば、今、十勝バスのあれで言いましたけれども、大樹の場合なのですよ。大樹町は大樹町ふれあいバス運行時刻表があります。それぞれ浜大樹線、旭浜線、尾田線とか生花線とかありますけれども、これは全部スクールバスなのですね。スクールバスの中でそれぞれ停留場所を決めて、時刻もそれぞれ決めています。例えば朝の便、3便走っています。帰り便も3便走っています。それぞれきめ細かく時刻を決めて、停留所も決めてやっております。ちなみに本別は、やっぱり高齢者の方がバスを利用する場合に、ただ長時間立っているのはあれですから、停留所といますか、全てにはつけていませんけれども、停留所も屋根、フードつきといますか、当然椅子も置いて、そういった中で高齢者がスクールバスを待っていても休めるような、そういった施設も含めて、当然、時刻表も含めて地域の住民に周知をしているということでもあります。ほかの協議会をつくっているところでは、当然このスクールバスも一つの地域の公共交通という位置づけでやっておりますし、大樹のような時刻表も当然つくっているということでもあります。

広尾町はそういった時刻表はつくっていないですよということなものですから、逆にそれはバスと言えませんかというふうに言われましたけれども、やはり地域の高齢者の、交通弱者の足を守るという部分では、そういったきめ細かな対策、そういったことも取り組んでいかなければならない

と思うのですけれども、その点どのように考えているかお答えください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） スクールバスとの混乗の関係につきましては、議員も当然いろいろ調査されているのでしょからご存じかと思いますが、紋別とか東豊似とか山の部分、それから音調津を含めてスクールバスとの混乗については規則で定めて乗れるようになっているところであります。

ただ、市街地のスクールバスは会社の路線バスでありますから、混乗というよりもお金を払って乗っていただくという形になります。ほかのコミュニティバスの運賃につきましても、高いところで帯広が200円で、あとは100円とか150円が多いのですけれども、今、本町で走っている路線バス、エリア内については一律140円ということになっておりまして、そんなに大差はないのかなというふうに思っているところであります。

なかなか、議員がおっしゃるとおり、きめ細かく玄関先まで行って、乗せて利用者の利便を図る、そういうサービスができる町村については、それはそれで大変結構なことだというふうに思っているところでもあります。しかし、それぞれ町村によって事情が違いますので、本町の場合におきましては、こういった山の路線についてはスクールバスと混乗、町の中については路線バスを活用していただく、こういったことで、今、進めているところでもありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

ただ、活用方法については、1回広報に入れただけで後は入れていないというところもありますから、しっかりとその辺についても住民周知を図ってまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 私、今、スクールバスの大樹町のふれあいバス運行時刻表というのは、これ市街地のことを言っているのではないのです。浜大樹とか、旭浜とか、尾田とか、そこを指しているのですよ。何も玄関先まで迎えに行くような話は、私は一言もしていません。例えば、浜大樹線であれば、当然、歴舟小学校前とか、美成への入り口だとか、そういった郡部の更生5号線だとか、そういう形で時刻を決めて、停留所はここですよと言っているのですよ。スクールバスですから、玄関先に迎えに行くということは当然ありませんし、一般のお客さんが乗るからといってそのところまで行く必要性もないし。だから、ほかの町もそうですけれども、スクールバスも一般の方が乗れるように時刻表をつくっているのですよ。広尾町はつくっていないのです。そのことを認識しているかどうか、もう一度確認したいと思うのですけれど。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 認識をしておりますでしたので、時刻表も乗れるように配布をさせていただ

きたいと思います。

1、議長（堀田） 4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） 今言ったように、多分スクールバスですから、その子どもが仮に卒業していなくなれば停留所も変わってきますよね。ですから、ほかの町村もそうですけれども、毎年度この時刻表の見直し、それは原則は子どもの送迎ですから、そのための停留所という設定ですけれども、そこに近隣の方が来てもらうという形でやっております。ですから、そういった住民サービス、住民周知をやっぱり徹底していかなければ、ただ乗れますよというだけで放置しては、さっき言ったように5年間も実績ゼロなわけですから、そこはやっぱりもう少し住民に身を寄せた形で検討してもらえればと思います。

それと、これも先ほどちょっと触れましたけれども、スクールバスもそこに今までいた子どもがいなくなれば、スクールバスは行きませんよね。そうすると池田町は、要するに行けない部分についてはデマンドバスを今年度から出すという形で、これは予約制ですから、ある程度乗り合いになりますけれども、そういった形で農村部の交通弱者にもきちんと対応するということを今年度から進めると。芽室町もこういった、じゃがバスというのですけれども、今まではどちらかというと市街地オンリーで走っていましたが、これも今年度からやっぱり農村部、例えば美生地区ですとか、そういったところにも、一応あそこも詳しくはまだ聞いていませんけれども、デマンドバス方式なのかわかりませんが、そういった形で郡部の方にも対応できる、高齢者、交通弱者の足を守るということも進めております。

ですから、私は、先ほど小田議員^{おだ}の中でも質疑がありましたけれども、例えば都市との交流で移住・定住の促進につなげるということですが、私、実際に身近なお年寄りを見ていて、例えば通院の問題も含めて広尾町にすることに不便さを感じると、やっぱり帯広市あるいは近郊に転出をされてしまうと。そのことがひいてはこの5年間で国勢調査で850人程度、11%の人口減少につながったわけですが、これから広尾も高齢化率がどんどん上がっていきますけれども、やっぱり高齢者、交通弱者の足をしっかり守るという視点でやっていただくように、それとさっき言ったように、ほかの町村も含めて、例えば池田あたりはいわゆる赤字額の2分の1相当は国からの補助がいただけると。

ちなみに、先ほど車両の購入については補助が出ないというような説明でしたけれども、芽室町のコミバスの、これは「すまいる」、町の広報誌に出しているあれなのですけれども、バス購入費約1,900万円、うち国の補助840万円という形で書いてあるのですね。当然、運行経費も載せております。ですから、こういった国の補助をうまく活用すれば、町の負担がそれこそ、今、冒頭答弁されていましたが国土交通省が20分の9から20分の8に国庫補助を下げると、これは撤回しましたが、19年度以降も引き続き検討するということですから、これは議会も行政も一緒になって歯どめをかけていかなければならないと思うのですけれども、それから見ると、このコミバスというのは一定程度の国の補助等が期待できるというようなことを考えると、もっと総合的にコミバス等に

についての検討をすべきでないかと思えますけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃったとおり、やっぱり行政、総合的にいろいろな角度から判断してやらなければならないというふうに思っております。前段の議員のいろいろな一般質問等もございました。やっぱり時代が変わって、時代に合わせた住民ニーズというものは変わってくるわけがあります。また、我々も先進町村の事例を参考にしながら、まちづくりを進めていくわけでありま

す。
でありますから、今現在の本町の状況によっては、いいところ、それぞれ先進事例を一つ一つ全て取り入れれば立ち行かなくなるわけであります。今、議員が言った、例えばこのコミバスの導入についても導入したい意向はあるのですけれども、やはりそういった立ち行かなくなる財政事情があるところであります。ですから、しっかり今後、行政改革を行って時代の趨勢に合った事業ができるように、そんな行政改革も進めながら取り組みを進めていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす10日と11日は休会とし、12日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時38分